

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二四二）
- 産業活力再生特別措置法関係手数料令（二四三）
- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部の施行期日を定める政令（二四四）
- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令（二四五）
- 弁理士法施行令の一部を改正する政令（二四六）
- ガス事業法施行令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（二四七）
- ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（二四八）

〔府 令〕

- 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四八）

〔省 令〕

- 寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令（総務八八）
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一三三）
- 独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（農林水産五三）

〔規 則〕

- 人事院規則九一七（俸給等の支給）の一部を改正する人事院規則（人事院九一七一五）
- 人事院規則一五一一四（職員勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（同一五一一四一二二）

〔告 示〕

- 指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件（総務四二〇～四二四）

- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務三五八）
- 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（同三五九）

〔省 令〕

- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令附則第二条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件（厚生労働四一八）
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令附則第二条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件（同四一九）
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令附則第二条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件（同四二〇）
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（同四二一）
- 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件（同四二二）

- 農林水産政策研究所共同研究規程の一部を改正する件（農林水産一二三五）
- 農林水産政策研究所受託調査等実施規程の一部を改正する件（同一二三六）
- 農林水産政策研究所依頼研究員受入れ規程の一部を改正する件（同一二三七）
- 中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（経済産業一七〇）
- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通九三一）
- 海岸保全施設に関する直轄工事を完了した件（同九三二）
- 登録基幹技能者講習の登録を行う件（同九三三）
- 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定により住宅瑕疵担保責任保険法人を指定した件（同九三四、九三五）
- 道路に関する件（東北地方整備局一五四、一五五）
- 道路に関する件（北陸地方整備局一一〇）
- 道路に関する件（近畿地方整備局一二二）
- 道路に関する件（四国地方整備局七四）
- 道路に関する件（九州地方整備局一〇三、一〇四）

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び警備
業法施行規則の一部を改正する内閣府令
(銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改
正)
第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和
三十三年総理府令第十六号)の一部を次のよう
に改正する。
第五条第四項中「財団法人日本体育協会」の
下に「昭和二年八月八日に財団法人大日本体育
協会という名称で設立された法人をいう。第十
一条の六第一項第一号において同じ。」を加え
る。

警備業法施行規則の一部改正
第二条 警備業法施行規則(昭和五十八年総理府
令第一号)の一部を次のように改正する。
第四十五条第二号イ中「又は寄附行為」を削
る。

附則
この府令は、一般社団法人及び一般財団法人に
関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)
から施行する。

省 令

○総務省令第八十八号
国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二
十四年法律第二百号)第三条第一項の規定に基
き、寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令を
次のように定める。
平成二十年八月一日

総務大臣 増田 寛也
寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令
寒冷地手当支給規則(昭和三十三年総理府令第
三十三号)の一部を次のように改正する。
第六条第二項中「支給日」の下に「(一)一般職給与
法第九条ただし書の規定により俸給を支給する場
合にあつては、当該基準日の属する月における後
の支給日。第四項において同じ。」を加え、同条
第三項中「支給日」の下に「(一)一般職給与法第九
条ただし書の規定により俸給を支給する場合にあ
つては、当該基準日の属する月における先の支給
日」を加え、同条に次の一項を加える。
5 法及びこの規則に定めるもののほか、寒冷地
手当は、一般職給与法の俸給の支給方法に準じ
て支給する。
附則
この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第三十三号
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者
の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律
第百十号)を実施するため、心神喪失等の状態で
重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に
関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令
の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年八月一日

厚生労働大臣 外添 要一
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行
つた者の医療及び観察等に関する法律に基づ
く指定医療機関等に関する省令の一部を改
正する省令
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行
つた者の医療及び観察等に関する法律に基づ
く指定医療機関等に関する省令の一部を改
正する省令
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行
つた者の医療及び観察等に関する法律に基づ
く指定医療機関等に関する省令の一部を改
正する省令
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行
つた者の医療及び観察等に関する法律に基づ
く指定医療機関等に関する省令の一部を改
正する省令

第二条 厚生労働大臣は、当分の間、すべての指
定入院医療機関において病床(病院の一部につ
いて法第十六条第一項の指定を受けている指定
入院医療機関にあつては、その指定に係る病床
に余裕がない場合には、法第四十二条第一項第
一号又は第六十一条第一項第一号の規定を受け
た者であつて、法第四十三条第三項の規定に基
づき厚生労働大臣が定めた指定入院医療機関
(以下「委託指定入院医療機関」という。)に勤
務する精神保健指定医による診察の結果、その
症状に照らし、この項に規定する措置の実施に
よりその精神障害の特性に応じ円滑な社会復帰
を促進するために必要な医療を受けることがで
きなると認められるものと認められるものに対
し、指定入院医療機関以外の医療施設(以下「特
定医療施設」という。)又は病院の一部について
法第十六条第一項の指定を受けている指定入院
医療機関の指定に係る病床以外の当該指定入院
医療機関の病床(以下「特定病床」という。)で、
入院による医療を行うことができる。ただし、
この項に規定する措置の実施により、当該特定
医療施設における病床又は特定病床に余裕がな
くなり、又は余裕がなくなると見込まれる場合
には、この限りでない。

1 厚生労働大臣は、当分の間、すべての指定入
院医療機関において病床(病院の一部について
法第十六条第一項の指定を受けている指定入院
医療機関にあつては、その指定に係る病床)に
余裕がなくと見込まれる場合には、入院対象
者であつて、当該入院対象者が入院している
指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医に
よる診察の結果、当該者に対する医療の提供の
経過及びその症状に照らし、早期に社会復帰す
ることが可能な病状にあり、この項に規定する
措置を実施した場合においてもその円滑な社会
復帰を促進するために必要な医療を受けるに当
たつて支障が生じないと認められるものに対
し、特定医療施設又は特定病床で、入院による
医療を行うことができる。
2 特定医療施設は、次の各号に掲げる病院で
あつて、前二項の医療を提供するために必要な
ものとして厚生労働大臣が定める基準を満たす
ものでなければならない。
一 国又は都道府県が設置する精神科病院
二 都道府県又は都道府県及び都道府県以外
の地方公共団体が設立した地方独立行政法
人(地方独立行政法人法(平成十五年法律
第百十八号)第二条第一項に規定する地方
独立行政法人をいう。)が設置する精神科病
院
三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法
律(昭和二十五年法律第百二十三号)第十
九条の八に規定する指定病院
四 前項に規定する者の居住地に所在する指
定通院医療機関の指定を受けた病院であつ
て、当該者に対し入院による精神障害の医
療を行うことのできるもの
5 厚生労働大臣は、第一項又は第二項の規定に
より医療を行おうとするときは、地理的条件、
交通事情その他の条件を勘案して、特定医療施
設又は特定病床を有する指定入院医療機関(以
下「特定医療施設等」という。)を定めなければ
ならない。
6 厚生労働大臣は、第一項の規定により医療を
行おうとするときは委託指定入院医療機関の管
理者に対し、第二項の規定により医療を行おう
とするときは同項に規定する者が入院している
指定入院医療機関の管理者に対し、それぞれ前
項の規定により定めた特定医療施設の名称、所
在地及び電話番号その他の連絡先を通知しなけ
ればならない。

7 委託指定入院医療機関又は第二項に規定する
者が入院している指定入院医療機関(以下「委
託指定入院医療機関等」という。)の管理者は、
第一項又は第二項の規定による医療を担当する
ときは、第一項又は第二項に規定する者に対し、
当該委託指定入院医療機関等の医師、看護師そ
の他の職員による治療計画の策定、定期的な診
察又は病状の評価に関する事項その他の厚生労
働大臣が定める事項を実施するとともに、特定
医療施設において当該治療計画に基づいた適切
な医療が提供されるよう、特定医療施設との間
で、第一項又は第二項に規定する者に対する医
療の提供に関する契約を締結しなければならない。
8 委託指定入院医療機関等の管理者は、前項の
契約を締結しようとするときは、第一項又は第
二項に規定する者に対する医療の提供及び処遇
に関する事項、委託指定入院医療機関等の策定
した治療計画の実施に関する事項、第一項又は
第二項に規定する者の病状が急変した場合の委
託指定入院医療機関等が講ずべき措置に関する
事項、特定医療施設における医療の提供に係る
費用の算定及び支払に関する事項、契約解除そ
の他当該契約に違反した場合の措置に関する事
項その他厚生労働大臣が定める事項を記載した
契約書を作成しなければならない。
9 第一項及び第二項の規定による医療の提供の
期間は、当該医療の提供を開始した日から起算
して三月を超えないことできない。ただし、厚
生労働大臣は、第二項に規定する者について、
居住地における円滑な社会復帰を促進するため
に必要と認める場合には、通じて三月を超えな
い範囲で、この期間を延長することができる。
10 厚生労働大臣は、いずれかの指定入院医療機
関の病床に余裕が生じた場合には、速やかに、
第一項に規定する者を当該指定入院医療機関に
移送しなければならない。

附則
この省令は、公布の日から施行する。